

平成26年度 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議

○ 開催日時 平成26年9月22日(月) 9時30分から11時00分まで

○ 開催場所 大阪市役所(本庁舎) 屋上階(P1) 会議室

○ 出席者

(委員) 塚口座長、角野座長代理、加茂委員、高瀬委員、松島委員、水谷委員

(大阪市)

・建設局

山向企画課長、春木業務改革担当課長、石井街路課長

・都市整備局

梅村まちづくり事業担当部長、高橋事業管理担当課長、大保住宅地区改良担当課長、  
広川生野南部事務所長

・市政改革室(事務局)

中尾市政改革室長、大東PDCA担当部長、大倉事業再構築担当課長

○ 議題等

1	開会	2
2	議事	3
(1)	平成26年度事業再評価の方法及び進め方等について	3
(2)	事業再評価対象事業の説明・質疑応答	5
◇	建設局所管 街路事業 5事業	5
	[街路事業にかかる説明]	5
	[街路事業にかかる質疑]	8
◇	都市整備局所管 住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業 2事業	12
	[住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業にかかる説明]	12
	[住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業にかかる質疑]	15
(3)	事業再評価対象事業についての意見聴取	17

# 1 開会

○大倉事業再構築担当課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、朝早くから御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は市政改革室事業再構築担当課長の倉倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、大阪市では職員は軽装で勤務しております。10月末まで夏季の軽装勤務の取り組みを実施しておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、今年度最初の会議でございますので、委員の皆様を紹介させていただきます。

まず、本会議の座長の立命館大学工学部教授の塚口博司様です。

○塚口座長 どうぞよろしくお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 続きまして、本会合の座長代理の関西学院大学総合政策学部教授の角野幸博様です。

○角野委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 次に、弁護士の高瀬久美子様です。

○高瀬委員 よろしくをお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 次に、京都大学大学院工学研究科准教授の松島格也様です。

○松島委員 よろしくをお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 神戸大学大学院経営学研究科教授の水谷文俊様です。

○水谷委員 よろしくをお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 なお、大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所主任研究室の加茂みどり先生におかれましては、少し御到着がおくれるという御連絡をいただいております。先に進めてくださいということでした。

次に、大阪市の事務局のメンバーを紹介いたします。

中尾市政改革室長です。

○中尾市政改革室長 中尾です。よろしくお願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 次に、大東PDCA担当部長です。

○大東PDCA担当部長 大東です。よろしくお願い致します。

○大倉事業再構築担当課長 それでは、会議の開催に当たりまして、市政改革室長の中尾より御挨拶を申し上げます。

○中尾市政改革室長 改めておはようございます。市政改革室長の中尾でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

また、日ごろから本市政の推進にかかわりましてご指導賜り、この場をおかりいたしまして、改めてお礼申し上げます。

大阪市では平成24年7月に取り組み期間を3年間とする市政改革プランを策定いたしまして、現在その進捗管理をしつつ、進行を図っているところでございますけれども、大きな柱としまして、大きな公共を担う活力ある地域社会づくり、それから二つ目としまして、自立した自治体型の区政運営、それから三つ目としまして、無駄を徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営、この三つの柱に基づいて、現在、全庁的な取り組みを推進しているところでございます。この3カ年間の取り組み方向としましては、今、予想していますのでは、大体この3年間で1,600億円余りとなる見込みを予想してお

ります。また、今月の8日には平成27年度の市政改革の基本方針素案を公表いたしまして、今の計画は主に歳出の削減、歳入の確保という面に当てておるんですけれども、より一層の市民サービスの拡充、あるいはその処理の効率化、こういったことも合わせて目指した行政改革を推進していこうと考えております。

建設事業評価につきましては、P D C Aサイクルの徹底の視点から、私どもとして引き続きしっかりと取り組みを進めてまいらなければならないとして、市政の利害関係者の皆様への説明責任をきちっと果たしてまいらなければならないと考えております。

平成26年度につきましては、本有識者会議におきまして、10件の事業について御議論いただく予定となっております。委員の皆様からいろいろな御意見、御提言をいただいて、本市の今後の取り組みをよりよいものとしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大倉事業再構築担当課長 それでは、議事に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきます。

お手元、次第の後ろに資料一覧表ということで、資料番号と資料名称を明示したものを添付させていただいております。本日の配布資料、右肩の上はその番号のほうをつけさせていただいております。資料のほうはホッチキスまたはクリップどめをしております、上から枝番のほうをそれぞれつけさせていただいております。資料1が、今年度の実施方針、対象事業一覧、事業再評価の方法等、資料2が、事業再評価の進め方、意見の取りまとめ様式、資料3が、前回評価後の実施状況、進捗状況、資料4が今年度の事業評価一覧表、それから各事業ごとの説明資料として、資料5、資料6、それぞれをクリップどめをしたものとなっております。資料等不足がありましたらお申しつけくださいませ。

それでは、これから議事進行につきましては、塚口座長にお願いしたいと思います。

## 2 議事

### (1) 平成26年度事業再評価の方法及び進め方等について

○塚口座長 それでは、私のほうで議事を進行させていただきたいと思っております。

本日は、今年度最初の会議ですので、まず今年度の事業再評価の方法並びに進め方ですね、これにつきまして事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○大倉事業再構築担当課長 それでは、事業再評価の方法と進め方につきまして、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1-1、本年度26年度の大阪市事業再評価実施方針ということで、昨年度と同様となっておりますが、この方針で再評価の時期、視点、分類、評価の実施にあたっての基本事項についてそれぞれ定めさせていただいております。

資料1-2につきましては、本年度対象事業になります事業の一覧表となっております。その後ろの資料1-3におきまして、それぞれの対象事業の大阪市における位置をプロップしたものを載せさせていただいております。今年度につきましては、10事業につきまして事業再評価を行うということになっておりまして、そのうち9事業については、前回の再評価から5年以上経過し継続中のもので、1事業が事業開始から5年後で継続中の事業というふうになっております。

続きまして、資料1-4をごらんください。

資料1-4につきましては、事業評価の方法ということで、視点と評価分類の整理をさせていただいております。これにつきましても、昨年と変更はございません。手順としましてこの資料の左側、事業再評価の視点に基づきまして事業の必要性、事業の見通し、事業の優先度という3点の視点ごと

に資料の中央にございます視点毎の評価の例示を参考にランク分けを行います。そしてその視点に基づきまして、一番右のAからEの5段階の評価に分類するということにさせていただきます。

次に、資料5になりますが、これも継続中における評価の視点を踏まえた評価の方針ということで、これにつきましても、昨年度新たにさせていただきますものをございます、特に前回の再評価以降、進捗が見られない事業に関する評価の視点として整理をしたものということとしております。昨年とここは変わっておりません。

続きまして、A4ですが、資料2-1をごらんください。

本年度の事業評価の進め方ということで、今年度につきましても、昨年と同様3回の開催を予定しております。

本日が1回目の会議で、2所属部局と7事業、それから次回、10月14日を予定しております第2回では、2所属3事業について、計10事業について御意見をいただきたいと考えております。なお、第3回につきましましては御意見の取りまとめをさせていただきたいと思っております。また、日程につきましましては、会議の終了後、確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

その後、最終、有識者意見の取りまとめを行いまして、大阪市としての対応方針を決定し、公表をしまいたいというふうに考えております。

次に、資料のほうを1枚めくっていただきまして、こちらが有識者の意見の取りまとめの様式の案ということになっております。昨年のもとの形態は特に変更はしておりません。

なお、昨年度のように、対象事業全体に関する御意見等ございましたら、今回もその項目を追記するという形になるかと思えます。

簡単ですが、資料の評価の方法と進め方についての説明とさせていただきます。なお、今回お手元に、資料3、資料4を作成してお配りさせていただいておりますが、簡単に資料の内容の説明をさせていただきます。

資料3-1につきましましては、前回の再評価を実施した9事業につきましまして、その前回の評価を参考につけさせていただきます、その右のほうに前回の評価以降の実施状況について、各事業について記載をしているものを資料として用意させていただきます。

また、めくっていただきまして3枚目に資料3-2ということで、再評価事業の進捗状況ということで、昨年度、会議の中で追加資料ということで入れさせていただきましたものでありますが、今回につきましても、その対象事業に関連するものを現状の進捗状況について決算額となっているところを整理したものをつけさせていただきます。

最後に資料4ですが、これは今年度の再評価の一覧表ということで、昨年度もこういった一覧表をつくらせていただいておりますが、少し修正をさせていただきます、事業の概要、視点、評価、対応方針など、各事業の再評価の調書の概要ということで、一覧表にまとめさせていただきます。各所属のほうからは、この資料3でこの事業の実施状況のほうを説明いただいて、資料4を基本に、必要に応じて調書等を利用するなどし、評価の要点を確認させてもらうようお願いをしております。

以上、本年度の再評価の進め方等について説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。  
○塚口座長 ありがとうございます。

本年度も議論を進めている再評価のいわゆる進め方につきましまして御説明いただきましたが、何か御意見ございませうでしょうか。

概ね昨年度を踏襲しているということをございます、何か御指摘を受けておくことがございませうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました方針でもって進めてまいりたいと思います。

それでは、事業再評価の今、御承認をいただきました再評価の方法及び進め方に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。

## (2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

○塚口座長 まず、最初に、建設局の所管事業について御説明をいただくわけですが、もう説明を担当される方は全部そろっておられると。

それでは、本日は各局所管事業につきまして、所管局より御説明をいただきました後に、各事業に関する質疑を行いたいと思います。御説明をいただいて質疑が終わりました後は、所管部局の方には退席をいただきまして、事業について意見交換をしていきたいと思います。

それでは、建設局の方々がおそろいでございますので、街路事業5事業の説明を、短くて恐縮ですが、15分程度でよいのでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### ◇建設局所管 街路事業 5事業

#### [街路事業にかかる説明]

○石井街路課長 おはようございます。建設局街路課長の石井と申します。よろしくお願いいたします。

街路事業について御説明させていただきます。

街路事業は今回、連続立体交差事業と都市計画道路事業があり、JR片町線・東西線の地下化事業と道路の新設拡幅事業の4事業、合計5事業が再評価の対象となっております。

事業の実施状況等について、まず資料の5-1に基づいて説明させていただきます。

この資料5-1につきましては、各シートに番号を付けておりますので、その番号を用いながら説明をさせていただきます。

まずシート番号1番でございますが、局運営方針に照らした事業の位置づけとしまして、震災対策や交通の円滑化といった建設局の経営課題がございます。それに対しまして、住宅密集市街地における骨格となる都市計画道路の整備の推進や地域高規格道路となる淀川左岸線事業、踏切除却などの連続立体交差事業など、経営課題の解決に向けて街路事業として取り組んでいる状況でございます。

次に、シート番号2番になります。

大阪市全体の計画の中での位置づけとして、このシート番号右にありますように、平成26年度の再評価対象事業として連続立体交差事業、都市計画道路整備があり、中央部の大阪市基本計画では、これらに関連する政策目標を幾つか掲げております。これらの街路事業、今回の対象事業につきましては、この政策目標のうち網掛けしている四つの部分について深く関連した項目になっております。

続きまして、資料が飛びますが、資料番号の10番です。

街路事業の内、連続立体交差事業の事業計画、事業箇所図になっております。左の表にありますように、これまで大阪市として、連続立体交差事業を9カ所で行っております。延長にして27キロ弱、これまでに踏切除却したものが89カ所と集計しております。現在、東淀川区で阪急京都線、千里線の連続立体交差事業に取り組んでいるところでございます。

今回、再評価の対象事業としては、11番のJR片町線・東西線でございます。地図上でもプロットしておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

続きまして、その下の資料、資料番号11です。

街路事業、一般の都市計画道路の事業ですが、表にありますように、都市計画道路の計画延長は、

全部で511キロございます。これまでに、平成26年度3月末現在で、406キロを整備しており、整備率にしますと79%になっております。今回、事業再評価の対象路線、事業につきましては、地図中に丸で囲ってございまして、大阪市の北部と、中部、それと一番南のほうになっております。この4カ所が対象事業でございます。

続きまして、建設局の事業費の推移として、シート番号12番になります。

建設局の事業費の中でも土木系の事業の過去10年間の推移を示したグラフになっております。財政状況が厳しくなる中、平成26年度の街路事業全体の予算は134億円となっております。この事業費、予算につきましては、平成17年度の273億円の半分程度と、非常に厳しい状態・状況となっております。

この街路事業費のさらに内訳の推移を見たものが、シート番号13、下のグラフになっております。この中でも、連続立体交差事業、道路改築事業について推移を示しておりますが、特に道路改築事業につきましては、平成26年度で72億円と17年度の決算額と比較しましても約3割強程度の事業費となり、かなり落ち込んでいるという状況でございます。

続きまして、シート番号14になります。

こういった厳しい財政状況の中、街路事業の進め方については、後々の対応方針の考え方とも綿密に関係するところでございます。

まず、国の重点化の考え方を記載しておりますが、これらの考え方とも整合を図りながら、本市の課題解決に向けて整理を進めております。鉄道を高架化、地下化することによって、踏切を除却する施策や、密集住宅市街地の中でも、特に優先的に整備する必要のある地区の外郭を形成する都市計画道路の整備の推進、用地取得率が高く、整備効果の早期発現が期待できる重点整備路線、他事業と連携して進めることが事業上有利な箇所や、他事業の進捗に合わせる必要がある他事業関連路線などの事業につきましては、重点的に投資し、整備を進めているところでございます。

その他のこのような位置づけのない路線につきましては、用地の買い取り要望など限定的な事業実施にとどめている状況でございます。

このように重点的に整備を進めていますが、用地取得から工事着手までかなりの期間を要しますので、取得した用地につきましては適切な管理を行うとともに、駐車場や広場に利用するなど、なるべく有効利用に資するようになら考え、取得した土地の活用を図っている状況でございます。

あと、シート番号15、16につきましては、現在事業中の路線を一覧で示しており、以上で全体の事業実施状況の説明を終わらせていただきます。

続きまして、個別の路線の説明をさせていただきます。

資料4になります。

まず、事業番号2番から5番の都市計画道路整備の内容について説明させていただきます。

2番から5番のうち3番の大和川北岸線につきましては、道路を新しくつくる事業でございます。それ以外の新庄長柄線、桜島東野田線、東野田河堀口線につきましては道路を拡幅する事業となっております。この4事業に共通する事業の目的は、先ほど事業の実施箇所でも説明いたしましたが、市域の主要な道路ネットワークを形成する事業であるとともに、安全安心な通行空間や歩行空間を確保するところでございます。

続きまして、資料3-1になります。これまでの事業、前回の再評価時点以降の実施状況なども踏まえて、事業の概況について説明させていただきます。

前回の評価でも対象となっておりました事業番号2番、3番、4番、5番の4事業のうち、桜島東野田線は、昨年度に長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、その関係で路線名が桜島守口線から

桜島東野田線に変更になっておりますが、同様の事業です。新庄長柄線、桜島東野田線、東野田河堀口線の3路線につきましては、前回の再評価時の対応方針により残る事業用地の取得については、順次買い取り要望への対応等、限定的な実施としてこれまで事業を進めてきたところでございます。この買い取り要望のみの対応で、一定の事業の進捗がございまして、資料の4の事業の概況で、2番、4番、5番の用地取得率は、それぞれ前回よりも進捗しているところを読み取れると思います。これらの事業につきましては、先の対応方針に基づき買い取り要望に対応することで事業を進めていますので、予定していた事業年限では完了しないため、それぞれ事業期間を3年から4年ほど延伸しております。

資料3-1に戻ります。

残りの大和川北岸線ですが、前回の再評価時の対応方針により平成25年度の事業完了を目指し、予算の範囲内で着実な事業進捗を図るため、事業継続(B)としてこれまで事業を進めておりました。取得する用地の課題が解決できないまま今日に至っており、まだ事業が完了していない状況でございます。現在の状況を勘案しまして、平成29年度まで事業を延伸しております。

資料の番号4に移ります。

所管局の対応方針の考え方を説明させていただきます。

都市計画道路事業の事業番号2番から5番について、まず事業の必要性としては、先ほどの事業の目的でも説明いたしましたが、市域の道路ネットワークを形成する重要な路線であること、安全安心な通行空間や歩行空間を確保するために必要な事業として、それぞれ必要性は十分あると考えております。

この4路線うち事業番号2番の新庄長柄線と5番の東野田河堀口線につきましては、冒頭で、本市の街路事業の進め方を説明いたしましたが、重点的に整備する路線や密集住宅市街地関連、他事業関連事業などに該当しないため、事業の実現見通し、事業の優先度をともに(C)とし、当面の間は買い取り要望に対応するための予算を確保しながら事業進捗を図っていく路線として、対応方針原案を事業継続(C)にしております。

次に、事業番号3番の大和川北岸線につきましては、前回の再評価時と同様に残りわずかな用地取得、整備工事を行うことで事業が完結いたしますので、対応方針原案を事業継続(B)と考えております。

最後になりましたが、事業番号4番の桜島東野田線につきましては、用地取得がこの5年間でかなり進捗しまして、約9割に迫る状況でございます。取得した箇所の整備も順次進め、残る用地も取得のめどが立っておりますので、年次計画どおりの予算が確保できることで、完了予定年度での完成が見込めることから、対応方針原案を事業継続(B)としております。

都市計画道路事業の説明はここまでです。続きまして、連続立体交差事業について説明させていただきます。

○山向企画課長 建設局の企画課長の山向でございます。

それでは残りの連続立体交差事業、JR片町線・東西線について説明させていただきます。

まず資料5-2の3ページに、事業の位置図を示しております。場所は京橋駅付近で、図面には東西に破線で示しております。JR片町線・東西線は、現在地表面を走行しておりますが、これを約1.3キロメートルの区間で地下化し、丸で示しております3カ所の踏切を除却しまして、交通の円滑化、踏切事故の解消等を図っていくということでございます。全体事業費としては650億円を想定しております。

資料の3-1になりますが、前回の再評価委員会での意見としましては、この5年間で事業化に向けた関係機関との協議を行い、都市計画決定を行うということを目指し、限定的な実施に留まるものとして事業継続(C)という評価でございました。その対応方針は、関係機関との協議等を行い、周辺の開発動向を踏まえた上で、今後5年間に都市計画決定を行い、行政手続を進めていくこととしております。

前回以降の実施状況として、他事業との影響に関する検討を平成23年度に実施しておりますが、実質的には5年間、事業着手には至っておらず、周辺開発にも動きがないということと、財政状況も非常に厳しいため、都市計画決定の行政手続は見合わせております。本事業の着手につきましては、事業中の他の連続立体交差事業の進捗状況を見定めて決定する必要があり、先ほども説明いたしましたが、本市と阪急との連続立体交差事業が継続しているため、そちらの状況を見定めてからというようになります。

資料4に移りますが、このような状況を踏まえ、所管局の考え方として、事業の必要性は、本路線を地下化することにより、3カ所の踏切、うち1カ所は開かずの踏切と言われておりますが、それらを除却し、交通の円滑化、踏切事故の解消を図るとともに、京橋駅周辺で別途予定されている土地区画整理事業とも連携しまして、一体的に都市基盤整備を図るものであり、京橋駅周辺のまちづくりには必要不可欠な事業であると認識しております。

一方で、今後の事業の実施実現見通しは、全体事業費が650億円と多額の費用を必要とする事業ですので、財政状況の厳しい中で、現在は事業中の路線に集中することとして、選択と集中を図っております。このため、本事業につきましては、依然として都市計画決定もまだ完了しておらず、事業中路線の進捗状況、周辺地区の開発等の社会情勢を見きわめながら、整備に向けた環境が整った時点で検討を進めたいと考えております。

これらを踏まえ、最終的に対応方針原案といたしましては、事業の必要性は認識しておりますが、当面、複数年にわたって事業費の確保が難しい状況であり、事業休止(D)とさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### [街路事業にかかる質疑]

○塚口座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました5事業につきまして、どの事業でも結構でございますから、御質問ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ御遠慮なく、何かお気づきの点がありましたら。

どうぞ、お願いします。

○松島委員 一番最後にご説明いただきました事業1番の立体交差の件で質問がございます。今の御説明の中ではほかの事業を優先するということであつたりとか、なかなか周辺開発の状況によって進まないということでDという判断ということだったんですが、必要性については余り変わらないという御説明だったかと思うんですが、例えば交通量とかその辺の状況というのは、事業採択時と比べて特に変化は、例えば交通量が予想よりもふえてるとか、少なくなるとか、そういったものというのは何か状況はございますか。

○山向企画課長 こちらの線につきましては先ほど3路線ございまして、例えば一つ、この資料5-2の3ページですね。図面書かせていただいておりますが、都市計画道路豊里矢田線というのが1本南北に通る都計道路でございまして、こちらが現在の踏切となっておりますが、車の交通量にします

と1日5,700台程度走ってございます。自転車、歩行者も非常に多い路線でございまして、自転車については7,700台程度、歩行者についても6,000人程度、交通量としては流れておるということでございまして、すみませんが、ちょっと細かなデータはございませんが、当時と同じような形で交通量は流れておるというふうに認識してございます。

○松島委員 今、御説明いただいた情報で言うと資料5-3の4ページに平成16年調査のデータというのが載っておるんですけど、これと、現在でもほとんど変わりはないということよろしいでしょうか。細かいデータはないとおっしゃっていたので、だいたいざっと見込みで結構です。

○山向企画課長 今、私が申し上げましたのは平成16年度の同じデータでございまして、こちらに書かせていただいているのと同じ状況であるという認識してございます。

○松島委員 現状の情報はないということですね。

○山向企画課長 そうですね。最新の調査はしていないので、平成16年の調査の内容を記載させていただいております。

○塚口座長 ほかに何か。

どうぞお願いいたします。

○水谷委員 前回のときにもいろいろやったんですけど、質問したんですけども、やはり進捗の点で、用地取得が最後までどうしてもいかないところがあって、なかなか進まないというのは、それは前回のときにも、対応する部局だけではなくて、全市的にも何か対策を考えないと、やっぱり難しいんじゃないかということをお指摘したと思うんですね。それに関してどういうふうに変ったのか。内容があるのかというのがまず1点、お聞きできればというふうに思います。特に、ここで例で言わせていただきますと、3番の大和川北岸線のところで、ほとんど、工事の進捗率に関しても、用地の取得率がかかなりいってるので、もうあと少しで完成するというふうには理解はできるんですね。ただ、市民のほうから見ると、何でここまで来てるのにまだ終わらないんだろうということを考えると、やはりできないですよというのは、なかなか説明ができないのではないかなというふうに思うんです。資料のほう、5-2の11ページを見ると、何かほとんどもう、写真で見る限りはもうつながってて、何ら問題はないんだけど、まだ何ができてないのかが、ちょっとよくわからないところがあるんです。その辺、例えば5の、大和川北岸線のところでは、具体的にこの写真で見ると何ができてないのか、原因が、なぜそれがまだここでさらにやらなきゃいけないのかというのを、ちょっと説明いただければと思います。お願いします。

○石井街路課長 まず、一つ目のご質問にありました、用地取得の全市的な考え方ですけども、事業としまして、用地取得を担当する契約管財局という部局がございまして、その部局と十分調整をしながら、相手方の主張を確認し、課題を一つずつ解決していくような形で、情報共有も含めて密に連携を図って取り組んでいる。用地取得が終わらない限り、最終的な工事ができませんので、対外的にも十分わかることですので、関連部局と協働して取り組んでいるところでございます。

大和川北岸線の状況ですが、資料5-2の11ページに進捗状況を記載しております。ここに残用地取得物件として載っております。用地取得はしておりませんが、権利者からは了解を得て車道を整備してございまして、車の通行には特に支障なく整備を終えております。一部、歩道部分が整備できておりませんので、歩行者の通行空間としてはまだ最終的な整備は行われていない状況でございまして。

○水谷委員 それは、通行はできる、車はできます。でも歩道に関してはできてないから、安全の面があるというのと。それは十分に継続するのは理解はできるんですが、結局、事業という考え方で言ったときに機会費用というのはかかっているんですよ。それをもし解決できれば、ほかのところに、

例えば用地取得のための人を振り向けるとかというのが考えられるんですよね。そういうコストというものを考えないと、いつまでたっても、だらだらだといくというのは、だんだんそういうやり方が認められなくなってきたというのもやっぱり考えないといけないというのは何度も指摘してる。ですから、これ、担当の部局だけではなくて、何がやっぱりネックになってるのか、本当に住民さんのほうが無理難題を言っているのか、あるいはうちのほうのやり方がまずいのか、その辺も、ちょっとやり方も検討し直していただかないといかんのではないかなということはずっと言ってるので、その辺、ぜひ今度出てくるときには何らかの改善策というのを考えていただいたほうがよろしいのではないかなというふうには思います。ですから、担当の部局の方がいろいろやっておられて、必要性も理解はしてるんですけども、いつまでたっても終わらない、でもこれは特に大きな問題はないけれども、完了という形にならないというのはやっぱり、悪いイメージでとられてしまうと、せっかく必要な公共事業というのが変な意味で逆風が吹いてしまうとせっかくの努力が無駄になると思うので、その辺を考えていただければなというふうに思います。

○塚口座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございませんでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○高瀬委員 2点ありますが、まず、第1の事業の片町線のほうにつきまして、事業休止ということなんですけれども、必要性のところは変わりがないということなんです、そうしますと、懸案の大きな開かずの踏切というものに対する対処というのは、何もしないでずっと放置しているような状態になるのかどうか。この事業自体は休止するとしても、その対応を何か考えておられるのかどうかというのが1点と、それから3番の事業の大和川北岸線の件ですけれども、ほとんど94%、90何%という高い進捗率が出ておりますので、御説明いただいたと思うんですけど、ちょっと聞き漏らしたと思うので確認なんですけれども、これをAではなくてBとされた理由につきまして、それがなぜAではなくてBなのかというところをちょっと補充で説明願います。

○山向企画課長 1点目の、JR片町線・東西線の開かずの踏切の件でございますが、現在、かなりの交通量がありますので、今後、事業着手までの間で何らかの方法でその交通への影響を減らすように検討していきたいと考えております。現時点で、具体的な方法まではご説明できないのですが、着手までの間で対応については検討する必要があると認識しております。当然、事業に関しても、なるべく早期に着手に至るような、例えばコストの縮減を図るなど、そういうものの現実可能な案についても検討を進めていくべきであるという認識でございます。

○塚口座長 という御説明でまず最初の方はよろしいでしょうか。

○高瀬委員 個別、全体の事業は休止しても、個別必要性の高いところについては検討された上で方策を考えるというふうな御回答ということで理解してよろしいですね。了解いたしました。

○塚口座長 二つ目のほうはいかがでしょうか。

○石井街路課長 事業番号3番の大和川北岸線の件ですが、用地取得率はかなり高いため、Aとすべきではないかとのことご質問については、冒頭説明させていただきました、事業実施状況説明資料のシート番号14で、重点整備路線や密集住宅市街地関連の事業などに重点的に予算を配付することとしておりまして、ご質問の大和川北岸線についてはそういう事業には位置づけておらず、重点整備路線のように完了期間も明示しておりませんので、引続き事業継続の（B）としております。

○高瀬委員 すみません。確認させてもらったもの、了解でした。

○塚口座長 他に、いかがでしょうか。

○角野委員 3番の大和川北岸線ですね。説明はいただいているという気もするんですけど、前回の進捗状況と比べて、数字はぎりぎりだけれども、とにかく上がってないという認識がまずあって、そして対応方針の中に、年次計画どおりの予算が確保できることで、予定年度での完成が見込めるということなんですが、前回の評価以降、その年次計画どおりの予算が確保できてなかったから数字が上がってないというふうに読み取れてしまうんですけども、そのあたりのこの、方針の、予算がつけばできるんですかというところを再度確認したいんですけど、どうなんでしょうか。

○石井街路課長 予算と合わせて、残っている用地の権利者の方との合意形成を図ることが重要なことになってきますので、その二つが成り立って事業完了するということになります。

○角野委員 ですよ。だからその一部何がネックになってるのかということがこの表現だけでは、その行間を読みと言われればそうなんですけども、要するに地権者との、用地取得ができたところから道路整備を行う、一部区間を除いてということなので、つまり残りできてないのは用地取得ができてない、地権者の同意が得られてないというふうに書いてあるのは理解してるんですよ。だから、要するに、今回このBにすることによって、じゃあどういう取り組みが新たにされることになるのか、地権者の同意を得るための努力を引き続きやるということと、それからその可能性が、同意が得られるという可能性がどれくらいあるんだろうかということがちょっと。もうここまできてすぐいけるんだというようなことであれば、これは予算確保できればすぐいけるんだけども、予算はついたけどもかなり厳しそうだなというような読みはあるのか、ないのかというあたりだけ教えてください。感触で結構です。

○石井街路課長 権利関係等が複雑で、関係者が多数おられますので、その辺はかなり努力が必要と認識しております。

○塚口座長 加茂委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

○加茂委員 はい。

○塚口座長 ほかに、よろしいでしょうか。

私、一つだけ。一番最初の連立事業についてお尋ねいたしたいんですけども、対応方針の中でDとする根拠として、都市計画決定未了でありという表現が有りますけれども、都市計画決定はやろうと思ったらやれるけれども、やらない方が良さだろうということで、まだ、都決をしておられないのではないかなと思うんですよ。

ですから、ここに都市計画決定が未了であるというのを理由の中に入れる、この事業を事業休止という様な判定をするときですね、根拠として都市計画決定が未了であるということを用いるのは妥当なんでしょうか。論理的に考えてですね。

○山向企画課長 大きな考え方は、現在事業中の連立事業に予算を集中して選択と集中を図り、なるべく早期にそこを完成させる。そこから新たな事業に着手していくということになろうと思いますので、まず優先順位としまして、都市計画決定が未了である本事業よりも事業中の路線を選択しております。

都市計画決定を行うということは、早期に事業化を目指すということになりますので、事業中路線を優先している状況で、早期の着手は現実的には難しいという判断をしている。このため、都市計画決定の未了というのが、今回の評価の一つのファクターとなっていると考えております。

○塚口座長 わかりました。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、おおよそ御質問も出尽くしたように思いますので、このあたりで建設局所管の街路・道路

事業についての質疑応答を終了したいと思います。建設局の皆様、どうもありがとうございました。  
それでは、続きまして、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業に移らせていただきたいと思います。

都市整備局の御担当の皆様、どうぞ御着席ください。

それでは、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業の2事業の説明を、まことに恐縮ですが10分程度でお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

<b>◇都市整備局所管 住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業 2事業</b>
--

<b>[住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業にかかる説明]</b>
-------------------------------------

○都市整備局広川生野南部事務所長 それでは、私のほうから、資料の6-1に沿ってご説明させていただきます。

まず、全体計画の中での位置づけということですが、1ページに書いてございます。あわせて、6ページに大阪市内の地図がございまして、こちらもちょうどご参照願ひます。

大阪市内には、JR環状線外周部を中心にしまして、戦災を免れた密集住宅市街地が分布しておりまして、そういったところでは、建物の老朽化や建て詰まり、それから狭隘道路、公園やオープンスペースの不足といった、防災面や住環境面でさまざまな課題を抱えてございます。

これまで大阪市では、平成11年度に、大阪市防災まちづくり計画における防災性向上重点地区、これは約3,800ヘクタールあるんですが、これを指定しまして、さらには都市再生プロジェクト第三次決定を踏まえまして、特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地、優先地区といいますが、約1,300ヘクタールを指定するなどしまして、老朽住宅の建替支援や狭隘道路の拡幅などの整備を重点的に進めてきました。また平成26年4月、今年の4月には、大阪市密集住宅市街地重点整備プログラムを策定しまして、生野区南部地区、それから旭・長橋地区を含む西成区北西部地区等を重点整備エリアと設定しまして、密集住宅市街地重点整備事業を集中的に実施しているところでございます。

これらの事業を実施するとともに、民間の取り組みだけでは効果的な整備が期待できない区域につきまして、住宅地区改良事業を限定的に実施することで、不良住宅を除却し、道路・公園等の公共施設整備と住宅建設を一体的に行い、住環境の改善と防災性の向上を図っております。

次に、事業箇所についてですが、先ほどの6ページにお示ししております。その中で斜線の部分、これが先ほどご説明させていただきました、防災性向上重点地区の3800ヘクタールとなります。そのエリアの中で、グレーといいますが、ちょっと黒っぽく塗っているところが優先地区の約1300ヘクタールとなりまして、重点的に密集住宅市街地の整備に取り組んでおります。生野区南部地区では、住宅市街地総合整備事業という国からの補助メニューなんですけど、それと住宅地区改良事業この二つを実施しております。また、西成区の旭・長橋地区においては住宅地区改良事業を実施しております。今回の事業再評価の対象は生野区南部と旭地区でございます。

それから、次ですが、事業費の推移についてですが、8ページをご覧いただきたいと思います。ここには都市整備局の決算の推移を記載してございます。コスト縮減や事業の見直しなどで、事業費については年々縮小傾向にございます。

それから9ページ右上になるんですが住宅地区改良事業費等の決算を記載しております。事業費の多くは用地取得費と住宅建設費になりますので、その進捗状況によりまして年度ごとにばらつきが生じております。

それから次に、選択と集中の考え方ということで、10ページをご参照願ひます。

都市整備局では、老朽住宅の建替えや狭隘道路の拡幅を促進するために、民間への補助事業などに集中的に取り組んでおります。また、民間による取り組みだけでは効果的な整備が期待できない区域につきましては、住宅地区改良事業を限定的に実施することにより重点化しております。重要度の高い事業となります。特に生野区南部地区整備事業は、本市のまちづくりにおける喫緊の課題であります。密集住宅市街地整備を牽引するモデル事業として位置付けられておりました。優先度の高い事業となっております。

それから次に、事業を長期化することによる費用の発生等についてでございますが、10ページの下の部分に記載してございます。

事業が長期化しますと、取得した用地の維持管理費の増加や資金の運用益の逸失が考えられます。また、事業が進捗していないというイメージができ上がると、地区内の地権者の事業への協力意欲が減退していきまして、さらに事業が長期化する要因となってまいります。

最後に実施中事業の一覧を11ページに記載してございます。

事業全体のご説明は以上でございます。

続きまして、個別の事業説明をさせていただきます。

まず私のほうから、生野区南部地区の整備事業のご説明をさせていただきます。その後旭住宅地区改良事業の説明を、担当課長の大保のほうからご説明いたします。

まず、生野区南部地区の事業概要ですが、資料6-2の5ページ、6ページをご覧いただきたいと思っております。

事業エリアについてですが、図1位置図とありますが、これにありますように、生野区の南西部に位置しました98.5ヘクタールとなります。

それから、事業概要については、6ページと、それからあわせて9ページに、少し大きな図面がございまして、進捗状況と書いてでございますが、あわせてご覧いただきたいと思っております。

生野区南部地区整備事業ですが、密集住宅市街地を解消するために、住宅市街地総合整備事業の拠点開発型と、住宅地区改良事業の二つの国の補助メニューを活用して事業展開しております。

また、事業の実施にあたりましては、7ページにありますように、事業地区内の住民の方々に組織されます。生野区南部地区まちづくり協議会と連携・協働しながら進めていっております。

それから、次、前回の評価ポイントとその後の進捗状況でございますが、資料3-1、A3版になるんですが、資料3-1の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。

前回、平成21年度の評価ですが、事業継続(A)でございました。平成31年度の事業完了に向け、当面、平成26年度中の中期目標を定め、その達成を目指し事業実施することとご意見をいただいております。平成26年度までの目標のうち平成25年度末現在、達成できましたのは生野東西線、3本の道路、街路を通す予定なんです。生野東西線の事業完了のみとなっております。特に用地買収については、事業に反対する複数の権利者の存在や、権利関係が複雑化しております。難航しております。

次に、事業計画等の変更点や視点ごとの評価、対応方針ですが、資料4の3ページ目、最後のページの一覧表で整理させて頂いております。

事業計画につきましては、平成21年度、前回評価時点と変更はございません。それから、今回の費用便益分析ですが、生野区南部地区全体としまして1.16となっております。

事業の必要性についてですが、生野区南部地区整備事業は、本市の、繰り返しになりますが、密集住宅市街地整備のモデル事業ということで、住環境の改善、防災性の向上を図ることでありまして、必要性の高い事業となります。

それから、事業の実現見通しですが、これまで以上に生野区役所やまちづくり協議会との連携を強化しまして、平成31年度の事業完了に向け取り組んでまいります。

それから、事業の優先度についてですが、本事業は密集住宅市街地整備全体を牽引するモデル事業として位置付けられております。また、事業エリアが98.5ヘクタールと大規模で、公共性が高く、重点的に進めていく必要がある、非常に優先度が高い事業となっております。

最後に、対応方針ですが、以上の視点から事業継続(A)といたしております。平成31年度の事業完了を目指し、今後より一層効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。

ご説明は以上でございます。

○都市整備局大保担当課長 都市整備局企画部住宅地区改良担当の大保でございます。よろしく願いいたします。

それでは私のほうから事業番号7番、旭住宅地区改良事業について、説明を申し上げます。資料でございますが、6-2、17ページをご覧ください。ここに地図というか、位置図がございます。下の図をご覧くださいますと、真ん中のほうの枠囲みをしております。ここが施行地区でございます。ちょうど真ん中を都市計画道路の加島天下茶屋線、通称なにわ筋と申しますが、これが通っておりましてそれに面しておるエリアでございます。それから鉄道の最寄駅でいいますと、東のほうに地下鉄花園町駅がございまして、そこから約600メートルほど西というところでございます。また、近くに鶴見橋商店街もあると、このような位置関係でございます。それから隣の18ページには詳細の図面、それから写真等も掲載してございます。併せてご覧ください。

それから次、資料を1枚めくっていただきまして、19ページをご覧ください。本件事業の概要を載せてございます。本件事業のまず地区面積でございますが、0.81ヘクタールでございます。その中で不良住宅の除却を行います。地区内全戸で140戸、住宅がございまして、そのうちの85%、119戸が不良住宅となっております。それとそれに併せまして改良住宅の建設、これは105戸を計画しております。そのうち45戸が今完成しているというところでございます。それと併せまして、地区内の道路拡幅、緑地等の整備、児童遊園、集会所等の建設、これらの事業の中で行っていきたいと思っております。それから今ご覧いただいている資料で、計画前、計画後と図面をつけさせていただいておりますが、本年に事業計画の変更を行っておりますので、ちょっと簡単に説明を申し上げます。

2点ございまして、まず今後建設してまいります改良住宅、これは中低層の計画になっておりますが、それを高層に変更いたしまして、それと合わせて住棟の配置を変更することによりまして土地の有効活用を図ってまいります。それと、下の図を見ていただくとよくわかりますけど、緑地を南のほうに固めてございます。このように計画を変更いたすことで住環境の向上を図っていこうということを1つ考えております。

それともう1点ございまして、事業期間の延長も行いました。本件地区は、また後で申し上げますけども、地権者の相続問題によりまして用地買収が難航いたしまして、まだ現在用地買収率が30%にとどまっております。したがって、整備計画が遅れております。当初の事業年度は、平成12年度から26年度、今年度までとなっておりますけども、それを5年延長いたしまして平成12年度から平成31年度までいたします。このような事業計画の変更を行っております。

それではすみません、次資料3-1、先ほど生野でも見ていただきましたように、A3横長の資料でございますが、こちらをお願いいたします。資料の2枚目でございます。下のほうに旭地区前回評価の概要及び評価後の実施状況について、記載をしております。前回の評価は事業継続(B)というこ

とになっております。その際に、用地買収を中心に事業の着実な実施を図るようにとのご意見をいただいております。その後、そのご意見に基づきまして、26年度中の事業完了を目指して用地買収交渉に当たってまいりましたが、未買収用地の大部分を所有される地権者の方の相続問題等がございまして、話が合意できないということでありまして、事業完了ができなかったところであります。しかしその間、積極的に地権者の方と協議は継続させていただいておりますので、だんだん事業へのご理解もいただけるようになってきておりますので、今後事業を大きく進捗する見通しはついてございます。

続きまして、資料4をお願いいたします。3枚ありますうちの3枚目、最後でございます。ここで本件事業につきましての所管局の考え方、視点ごとの評価、対応方針等を説明申し上げます。この事業内容等は既に説明申し上げましたので省略いたします。中ほどの欄に、費用便益の分析ということで1.03ということになっております。その右の欄に視点ごとの評価を記載しておりますが、まず事業の必要性でございます。本件地区は住環境面や防災面で多くの問題を抱えておりますけど、民間による自主建てかえの見込めない地域でありますので住宅地区改良事業を施行する必要は高いものであります。

それと事業の実現の見通しです。先ほど説明申し上げましたように、地権者の皆様からのご理解を得て今後大幅に進捗する見通しがついてございます

事業の優先度でございます。都市整備局におきましては老朽住宅の建て替えを促進する補助事業など、密集住宅市街地整備に取り組んでいる中で旭地区は民間による自主建てかえが見込めない地域として、限定的に本件事業を活用することによって重点化しております。したがって、本件事業の優先度も高いものであります。

対応方針でございますが、今申し上げました視点を踏まえまして、住環境の整備、居住水準の確保、周辺エリアも含んだ防災力の向上を実現するために本件事業は必要でございますので、事業継続(B)といたしました。

本件事業の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### [住宅市街地総合整備事業・住宅地区改良事業にかかる質疑]

○塚口座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○松島委員 後のほうで御説明いただきました旭住宅の工事のほうでございます。御説明の中で、若干大地主さんの中で態度が軟化しているというか、協力的だと。それはもちろん具体的にこれまでの蓄積、取り組みの結果だということだと思っておりますけど、もう少しお話いただける範囲で結構ですので、どういったことをされたのかということと、それがうまくいくと資料3-2に、これまでの5年間の決算、予算というのを書いてまして、ずっとほとんどゼロというのが、今年度は2億ついているわけですが、それを踏まえると次年度以降もどれぐらいというのはなかなか難しいですが、ゼロということはないだろうという見通しなんですけど、それをちょっとお教えてください。

○大保住宅地区改良担当課長 それではまず1点目でございます。地権者の方との交渉です。これは何分、個人にかかわることですので具体的には申し上げられないんですが、申し上げられる範囲で申しますと、いわゆる相続問題が発生しておりまして、相続者がたくさんおられまして、皆さんの意見が一つにまとまっておればよかったんですが、事業に賛成の方とそうでない方が分かれております。それでなかなか同意はいただけないというところで、相続者の間の中でまたお話されたりする中で賛

成のほうへ皆さん固まっていたいただけるような雰囲気が出てきたということでございます。そうなりますと、こちらとしてもお話もしやすいですし今後もっと協議をさせていただいて、話が進んでいくというふうに見通しをつけております。

それと2点目ですけれども、昨年度とその前、事業費が数百万しかございませんでしたけれども、これは何をしておりましたかというのと、測量等を行っておりました。これは用地買収のためには測量業務であるとか、境界確定の協議、こういうのが必要ですので、そういういわば用地買収のための準備作業を行っておりました。旭地区の特徴といたしましては、数人の地権者の方が土地の約7割を所有されていると、そういう事情がございます。ですから一人の地主の方とお話がまとまれば、固まって用地が買収できて進捗率がぐっと上がるんですが、お話がつかなかったらもうそのまま低い数字で行ってしまうということになっております。去年、一昨年の間、大地主の方とお話もしてまいりましたし、あと小規模な権利者の方ともお話をしておまして、その方が合意していただきまして、今年度買収に応じていただいておりますので、今年度事業費としてその方の用地買収費、建物の移転費、そういうものを計上しております。というところでございます。したがって、今後協議を続けていって御協力をお願いして、今後は事業費、事業進捗、伸びるものと見通しをつけてございます。

以上でございます。

○塚口座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○加茂委員 同じく、旭住宅についての質問なんですけど、ちょっと前回のときの評価のときのこと、余りははっきりと覚えていないですけども、計画変更があったみたいですけど、これは今回初めての内容になるんですか。資料6-2の19ページになります。

○大保住宅地区改良担当課長 事業計画の変更、3回目でございます。第1回目は平成14年に地区外面積の若干の変更を行っております。第2回目も平成14年度に改良住宅の位置の変更を行っております。今回大きく、住宅を低層で計画しておりました分を高層化するとか、配置を変えるとか緑地とか児童遊園とか住棟と住棟の間に計画しておったんですが、それを住棟をまとめることによって南のほうに緑地を固めるとか大幅な計画変更は今回が初めてでございます。

○加茂委員 これは計画変更の経緯というか意図というか、市民と協働によるまちづくりが行われているということなんですけれども、やっぱり市民の意見も反映された上での計画変更ということなんですか。

○大保住宅地区改良担当課長 はい、このエリアの周辺で大きな広場というか、緑地というのが余り多くございません。したがって地権者の皆さん、周辺の皆さんのご意見を聞く中でそういった広場であるとか、緑地であるとか、そういうのが欲しいという声も出ております。それから防災の拠点としたスペースも要するという声も聞いております。そういうのを加味させていただいて変更したということでございます。

○加茂委員 その変更案の策定については市民の方の意見も取り入れながら行ったということですか。

○大保住宅地区改良担当課長 はい、聞いております。

○加茂委員 高層化は何階建てになりますか。

○大保住宅地区改良担当課長 8階建てにいたします。

○加茂委員 当初は3階建。

○大保住宅地区改良担当課長 当初は3階ないし4階ですね。

○加茂委員 わかりました。ありがとうございます。

○塚口座長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは特に御質問もないようでございますから、住宅市街地総合整備事業及び住宅地区改良事業についての質疑を終了したいと思います。

都市整備局の皆様、どうもありがとうございました。御退出いただいて結構でございます。

### (3) 事業再評価対象事業についての意見聴取

○塚口座長 それでは、あとそれほど時間もございませんですけども、本日御説明いただきまして、質疑を行いました2局7事業の案件につきまして、次のような視点から意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず各局の評価案等が妥当であるかどうか、妥当だと思われたか。もし、妥当でないと思われた場合、どういった点が説明不足、あるいはどこに疑義問題点があったかということですね。それから次の会議で再度追加の説明を求めることが必要か、あるいは追加資料の提出が必要かと、こういったことでございます。

以下に個別の事業につきまして、今申し上げたような視点から計画内容の一部変更が必要か、あるいは全般を通して意見がないかどうか、こういったことを確認していきたいと思っております。7事業ございますので、最初の事業から建設局5事業から始めていきたいと思っております。皆様方は、主として資料4のあたりをごらんいただきながら御意見をいただければと思います。

まず、事業番号1でありますJR片町線・東西線連続立体交差事業につきまして、担当部局の評価はD。前回はCでございましたが、今回Dという評価になっておりますが、これについてはいかがでしょうか。

どうぞ、はい。

○角野委員 説明自身は事業の選択と集中0という意味で、ここはなかなか進まないというところまでは、理解しているんですが、必要不可欠であると、あるいは、事業の必要性は高いと言っておいて、でもできませんという部分がですね

Dというのは、数年間やらないと、つまり次回の見直しのときにそれをどうするかというのは俎上に上るということですよ。

そういうことであれば、やむを得ないなどは思いますが、ちょっと、本当によかったのかなという気がしました。

それで、根拠で松島委員もおっしゃったんですが、平成16年時点のデータ以降、現況がどうなっているのかということについてのチェックが行われていないという話でしたよね。

だからDで休止なんだけれども、交通量がそれほど増えてないですよ、とかね。

今よりももっと深刻になる可能性は低いとかですね、

多寡のチェックが有ればいいなというふうには、思いました。

結論的にはDをCに下さいとまでは思ってませんが、もう少しその辺の事実が知りたいなということですよ。

○塚口座長 まず、Dにワンランク落とすということについて異議のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。ようするに、誰しも必要不可欠なんだから促進してほしいという思いはあるんでしょうけれども、なかなか実際財源の問題とか、難しい問題があるので、こういう選択を担当部局はされたというわけですが、我々としてどういう意見を申し上げたらよろしいのかということでございます

ね。

いま、交通量の関係で申し上げますと、平成22年に道路交通センサスが行われておりまして、測点というのはそれほどたくさんあるわけではございませんが、もし、当該路線の近傍に従来の交通量と比較できるようなものが有れば、それをお示しいただくというのも、一つの手かなと思いますね。

全般的にいて大阪市の交通量は実は増えておりません。

結論から言って、交通量の比較ということに行けば問題ないのかなと思いますが、

また、22年に全国的な規模で交通量の調査が行われておりますから、もし、近傍に測点があれば、それをお示しいただいたら、より丁寧な説明になるのではないかなと思います。

○大倉事業再構築担当課長 今回の資料につきましては、建設局に確認をとって、近傍道路で有れば確認して、どうかということを書かせてもらいたいと思います。

○塚口座長 おそらくそのデータを持ってかんかんがくがくとやるものではないかなとは思いますが、やはり、そういう直近のデータが有るという場合には、それをお示しいただく方が、やはりよろしいかなとおもいますから、両先生のご指摘に沿いまして、できればお願いいたします。

○角野委員 地元に対する説明が、その分特にすべきじゃないかなと思います。

○松島委員 それと、高瀬委員がおっしゃったように、もしそうであるとするならば何か考えてますか、ということがないとなかなか重要だけど、「はいそうですから、やめます。」と言われると多分「うん？」と思う方はたくさんいらっしゃると思いますので、できればこんなことを考えてますという話はあったほうがいいかなと。

○大東PDCA担当部長 その辺につきまして、また次回所属の方とお話をさせていただいて、それが進まないことによる対応策というのは、別途、必要であるという事業であったとしても進まないことについて住民への説明ということでは、補足的な説明も必要になりますので、その辺もまた調整させていただきたいと思います。

○塚口座長 ありがとうございます。それはぜひお願いしたいと思います。

都心部に置きまして、ああいうような交差点を残しておくということは、踏切を残しておくことはですね。

やはり将来ともああいう形でしばらく続くというのはですね、私はよろしくないと思いますので、全員おそらく、できれば早くやってほしいということになるかと思いますが、それがかなわない場合は、少なくともその期間どういうふうな緩和策が有るかどうかですね、それをお示しいただく方がよろしいかと思われまますのでよろしく申し上げます。

それではだいたいD評価はやむを得ないけれども、交通量のチェック、並びにしばらくは連立事業ができないわけですから、その間どういう風な対策を講じていこうとしているのか、このあたりの説明をお願いするということでもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは次に進ませていただきます。

2番目は、新庄長柄線整備事業についてでございますが、これは前回C評価でありまして、今回もCということですが、これはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それから次の3番、大和川北岸線でございます。これにつきましては前回の評価がBで今回もBということですが、これについてはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。御意見がある場合は、ぜひ御遠慮なく言っていただいたほうが。

○角野委員 結論はBなんですけれども、予算が確保できたら完成できますよと、という言い方、本当

に大丈夫なんかなという気がしたんですけどね

先ほど地権者の問題がね、言ってみたらデッドロックに乗り上げてしまってるんじゃないのって気分もあったもんですから、前回から全く数字が、ぎりぎりのところまで来て、それ以上動いてないっていうのは、だから、対応方針について、引き続き用地買収にね、しっかり務めるとか何とかしっかり書いてもらっておいた方が、方針が明確になっていいんじゃないかって思いました。

○塚口座長 いかがですか。そういう形で当然努力はされていると思うんですけど、もう一回念を押しておくという意味ですよ。

○大東PDCA担当部長 そうですね、予算の方が確保できたとしても動かない場合もありますし、逆に進めたいんだけど、総額がついてこないんで、予算がつかないといういろんな面もあると思うんですけど、まあ、この場合はどちらかという、進めたいけれども、なかなか周りとの関係も有るということでございますので、その辺の状況がわかるようにもう少し、背景を説明するような対応方針としての書き方というのを重々ご指摘なんだと思いますので。

○塚口座長 わかりました。よろしくをお願いします。

それでは4つ目の事業でございます。桜島東野田線でございますが、これにつきましては前回評価がCであります、今回はBということになっております。これについてはいかがでしょうか。用地買収がかなり動き出したと言いましょか、そういうことでBにしたいということですが、これについてはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○角野委員 念のためにちょっと。結構なんですけれども

説明のところ、実はここにも、年次計画通りの予算が確保できることで、と書いてありまして、こちらの方は数字が上がってきてますので、あまり違和感はなかったということだけ、コメントさせていただきます。

もう一つの方は、ちょっと違和感が有ったということです。

3つ目の事業につきましては、先ほど事務局からも説明有りましたような形で、少し補っていただくようお願いしたいと思います。

もう一つのほうは、やっぱり違和感があったということです。

○塚口座長 はい。3つ目の事業につきましては、先ほど事務局からも御説明のありましたような形で少し補っていただくようお願いしたいと思います。

それから5つ目、街路事業の最後の東野田河堀口線でございますが、これはC評価であったものが今回もC評価であると、こういうことでございます。これについてはいかがでしょうか。特にございませんか。それでは、一応C評価という形で確認させていただけたということにいたします。

それから都市整備局関係の2事業でございます。事業番号6の生野区南部地区整備事業については、いかがでしょうか。これはA評価でございましたものですが、今回もAということで、こういった密集市街地のモデル事業というふうに位置づけておるので、というのも大きな理由なんだろうが、A評価となっております。これはいかがでしょうか。

最後になりますが、旭住宅地区改良事業につきまして、従前B評価、今回もB評価ということになっております。なかなか用地買収取得が難しいというようなこともあるけれども、大地主の複数の方々の理解が得られるような状況にもなってきたということでこのままB評価で行きたいということでございますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょか。はい、ありがとうございます。

○塚口座長 そういたしますと、簡単に今の7事業についてまとめますと、担当部局の評価については、いずれも妥当あるいはやむを得ないということで、了解をさせていただくということでございま

す。

但し、事業番号1のJR片町線東西線連続立体交差事業につきましては、Dという評価になりまして、かなり長い間現状のままで、推移せざるを得んということになりますので、交通量あたりですね、チェックが現状において十分になされているかどうか、それを確認いただくということと、それから、多少長く現状が維持されますので、その間何の問題も発生しないというわけでもないはずなわけで、必要不可欠な事業であるとするならばですね、その現状をそのままにしておかなければならない間にですね、どういった対策が有りうるのか、そのあたりのことを説明してほしいということでございます。

それから、3番目の大和川北岸線整備事業でございますけれども、これにつきましても、もうほとんど完成しているわけけれども、あと一歩先に進める、完成させるためには、どういったことがネックとなっているのかですね、もう少し丁寧に説明していただきたい。

いつまでも九十何パーセント、90%超えているからもういんですよというような形でするずる行くのもよろしくなからうというようなご指摘ございましたですか、後どういう風なことをすれば100%になるのかという様な事をですね、少し説明を補足していただければということでございます。

少し私、端折ったまとめになりましたが、委員の皆様方から3回目に全体の、2回目でもやりませんか。

○大倉事業再構築担当課長 全体は3回目です。

○塚口座長 3回目に最終的な議論をするわけでございますけど、私の今やりましたようなことで当面のまとめはよろしゅうございましょうか。次回、建設局の皆様方からデータの提出をしていただけてよろしいでしょうか。それとも、もう一度説明に来ていただいたほうがよろしいでしょうか。

○大倉事業再構築担当課長 事務局で調整しますけれども先ほどの事業番号1の対応方針なんかにつきましては、直接ご説明させていただいた方が良いのかなという風には思います。局の方とは意向も踏まえて相談させていただきたいと思います。

○塚口座長 御足労もあろうかと思えますけど、そのあたり連立事業は今回の議論しました7つの中で重要といえましょうか、少し注意しなければならないことだと思えますので、できればもう一度御説明いただくということをお願いしたいと思えます。

それでは、これで会議を終了させていただきたいと思えますが、かなり詳細なデータ資料もございますので、もし後日お気づきの点がございましたら、事務局へメールか何かでお知らせいただければというふうに思います。

あと事務局のほうで何か御説明いただくことありますでしょうか。

○事務局 今、座長のほうからもありましたが、本日の案件につきまして追加で御質問等ありましたら、またメールのほうで事務局のほうへお知らせいただきたいと思います。

次回、第2回の会議につきましては10月14日火曜日9時半から12時までということで開催を予定しております。対象事業につきましては、都市整備局の土地区画整理事業と港湾局の2事業になっております。また、先ほどありました今回の連立事業の追加資料を踏まえまして、局からの報告を合わせて2回目ということで予定をさせていただきたいと思えます。

また少し話は変わるんですが、次回ですけど、今回もありましたが2回目以上の再評価の件数というのが増加傾向にありまして、私どものほうでも事業再評価の方法について少し見直しを検討したいというふうに考えております。次回、事務局のほうからそのたたき案みたいなものを提出させていただいて、皆様から御意見等いただきたいというふうに考えております。

あと少しお手元の最後のほうの資料を参考に、先生方のほうに配付させていただいているんですが、国のほうでも再評価の対象事業が増加傾向にあるということで、再評価の重点的、かつ効率的な運用を行っていくということを昨年度国のほうが示しております、その資料を配付させてもらっています。このお手元綴じている分の一番後ろのほうに具体的に重点化、効率化を図る確認プロセスということで最終ページになりますが、具体的には事業の目的に変更がなく、社会経済状況の変化がないであるとか、前回の評価で実施したB/Cに関する要因が特に変更ないということであれば、費用対効果の分析を行わないというようなことも国のほうでは示されております。また、今回、90%以上進捗している事業もあったかと思うんですが、他都市のほうでもそういった90%以上については再評価を実施する意義が少ないというような、同じような委員会での声もあるように聞いておりますので、そういったことも含めましてちょっと私どもも見直しのほうを少し検討させてもらいたいと思いますので、その辺も踏まえて次回御意見をいただければというふうに考えております。以上でございます。

○塚口座長 ありがとうございます。ほかに御発言ございませんですね。

それでは、これにて終了したいと思います。どうも御苦労さまでございました。